

大事故 女子医師 東京心臓手術

元助手に無罪判決

東京地裁「危険の予見は困難」

東京女子医大病院(東京都新宿区)で01年、群馬県高崎市の小学6年生、平柳明香さん(当時12歳)が心臓手術の際に死亡した事故で、業務上過失致死罪に問われた同病院元助手、佐藤一樹被告(42)に対し、東京地裁(岡田雄一裁判長)は30日、無罪(求刑・禁固1年6月)を言い渡した。この事故では、隠ぺいのため記録を改ざんしたとして証拠隠滅罪に問われた手術チームリーダーの元講師(49)に、岡田裁判長が言い渡した懲役1年、執行猶予3年の有罪判決が確定しており、2人に対する判決が分かれる結果となった。



会見で憤りの表情を見せる平柳明香さんの両親、平柳利明さん(右)とむつ美さん(東京・霞が関の司法記者クラブで30日午後3時33分、森田剛史写真)

判決は、手術に使用された欠陥があると指摘。装置に人工心肺装置の構造一層のガスフィルターに水滴などが付いて詰まったために脱血不能(体外に血を出せない)状態となり、重度の脳障害を負ったことが死因と認定。

そのうえで、装置を操作した佐藤被告について「装置は長年事故もなく使われ、危険な構造に気が付かなかったことを責め

「頭の中真っ白」

唇をかむ両親

判決後、東京・霞が関の司法記者クラブで会見した平柳明香さんの父利明さん(66)は「無罪と言われ、頭の中が真っ白になった」と語った。利明さんは約1時間20分にかかった判決言い渡しの

るのは酷。脱血不能の発生を予見できたと認定することは困難」と過失責任を否定した。また、検察側が起訴事実で指摘した、被告の操作による血液吸引ポンプの回転数上昇と死亡との因果関係は認めなかった。

佐藤被告は01年3月2

記録改ざん 証拠違い、判決分かれ

解説

東京女子医大病院の医療事故で、元助手の佐藤一樹被告に無罪判決が言い渡されたのは、検察側の立証にほころびがあった

日、平柳さんの手術の際、装置の血液吸引ポンプの回転数を通常1分間40回転とすると、これを100回転以上に上げ、血液が循環しなくなると脱血不能状態、重度の脳障害を負わせ、同日に死亡させたとして起訴された。

東間紘・東京女子医大病院長の話 事故に対しては「遺族に改めておわび申し上げます。さらに努力を傾け、安心して診療を受けられる体制づくりにまい進する。

講師の裁判では認定されなかった。一方、無罪を主張して全面対決となった佐藤被告の公判では、弁護側が検察側立証を否定する学会の報告書や論文など多数の証拠を提出。京都大学大学院の村上光鶴教授(刑事裁判)は「裁判所は証拠によって判断するしかない。同じ裁判長であつても、公判に出されている証拠が違えばその判断は当然違ってくる」と指摘する。

からだ。判決は、佐藤被告によるポンプの回転数上昇が死亡の原因とする検察側主張を全面的に否定し、人工心肺装置そのものに欠陥があったと新

たに認定。被告に危険の予見可能性がなかったと結論付けた。医療事故を巡る刑事責任追及の難しさを、改めて示したと言える。

判決は「危険な装置を使用した女子医大の責任が問題となる余地はある」とも言及。裁判長は最後に「1人の命が失われた医療事故にかかわった医師として、今回の経験を忘れないでほしい」と付言し、医療従事者の「重い責任」を指摘した。

問、傍聴席でじっと腕組みをしてみました。「医療では常に予見できないことが起こり、対応するのが医師の責任。それが全く考慮されていない」と唇をかみしめた。母むつ美さん(46)も「手術前に医療ミスがあつても死なないうえね」と言われたのが忘れられない。無罪にな

っても責任の大きさは変わらぬ」と涙ぐんだ。佐藤一樹被告も判決後に会見。検察の主張は、全くの誤りだったことがはっきりした。医師として一生忘れられない症例(手術)。この経験を生かし、社会に何か発信をしていきたいと語った。

昨年3月に有罪判決を言い渡された元講師は、起訴事実を全面的に認め、元講師は、佐藤被告に医療ミスがあつたと思ひ記録を改ざんしたが、証拠隠滅罪は、実際に認定されなくても犯罪の疑いがある行為の証拠を隠した場合は、罪を問うことができる。改ざん行為自体に争いはなかったため、そもそも佐藤被告のミスが原因かどうか、元

【江刺正壽】

女子医大小児心臓手術事故

地裁判決

2005年12月1日 毎日新聞社会面